

# チコ労務管理事務所通信

## 就活中の学生の88%が「企業のSNSを見て入社意欲が増した」と回答 ～株式会社リソースクリエイションの調査から



SNS採用マーケティング「エアリク」を運営する、株式会社リソースクリエイションは、2025年卒業予定の就職活動中の学生575名を対象に、「SNS就活についての実態調査」を実施しました。その概要を紹介します。

### ◆選考に進む上で最も重要視することは「会社の雰囲気」

「選考に進むうえで、何を最重要視するか」という質問に対し、63.3%が「会社の雰囲気」と回答しています。「企業理念」(11.0%)や「給与」(6.8%)と圧倒的な差がつかまりました。

### ◆企業のSNSアカウントは必要

「企業のSNSアカウントは必要だと思うか」という質問に対しては、89%が「必要」と回答しています。その理由として、

- ・ホームページや文などでは伝わらない会社の雰囲気を知ることができるため
- ・SNSはより手軽に欲しい情報を入手することができるため
- ・社風が強く出るものであると考えているから
- ・企業理解が深まったり、オープンにしていることから、信頼感が周りに比べて高くなると感じるためなどがあげられています。

### ◆企業のSNSを見て入社意欲が増した学生は88%

「就職活動中、企業アカウントを見て入社意欲はどのように変化したか」という質問に対し、88%が「増した」と回答しています。企業のありのままの雰囲気が伝わると親近感がわき、入社意欲が高まる効果が期待できそうです。

### ◆就活生の約半数がSNSきっかけで企業選考を受けたことがある

「SNSがきっかけで企業の選考を受けたことがあるか」という質問に対しては、約半数(49%)が「ある」と回答しました。

学生にとって身近なSNSは、就職活動という場面でも当たり前使用前のものとなっています。企業が学生のアカウントを確認するように、企業もしっかりと見られているのです。企業もSNS発信には本格的に力を入れる必要があるでしょう。

### 【株式会社リソースクリエイション「SNS就活についての実態調査」】

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000056.000087010.html>

## 解雇等無効判決後、職場復帰する労働者はどのくらい？～労働政策研究・研修機構の調査から

労働問題を専門とする日本労働弁護団、経営法曹会議ほか、労働問題に詳しい弁護士を対象に行われた調査の結果、次のようなことが明らかになったそうです。

### ◆解雇等無効判決後の復職割合

解雇・雇止め訴訟の判決において解雇等が無効とされ

た場合の復職割合は次のようになっています。

・復職した 37.4%（うち復職後継続就業 30.3%、復職後不本意退職 7.1%）

・復職せず 54.5%

・不明 8.1%

復職しなかった理由としては、復職後の人間関係に懸念があるとした人の割合が38.9%と最多でした。また、復職後に不本意退職となった労働者の退職理由では、「使用者からの嫌がらせ」（16.2%）が最多でした。

#### ◆多くのケースで和解案拒絶

一方、判決で終局した事案で、判決までの過程で裁判所から示された和解案を拒絶したのは86.5%に上っており、その内訳は次のようになっています。

・労働者側が拒絶 45.0%

・使用者側が拒絶 21.3%

・労使双方が拒絶 33.8%

労働者側の拒絶理由は、「合意退職の和解案だったが、労働者が復職を希望」（34.7%）、「合意退職の和解案だったが、解決金額が低かった」（30.6%）、「合意退職の和解案だったが、解雇無効を確信」（22.3%）となっています。

また、使用者側の拒絶理由は、「合意退職の和解案だったが、使用者が金銭支払を希望せず」（19.4%）、「地位確認の和解案だったが、使用者が復職を希望せず」（15.3%）、「合意退職の和解案だったが、解決金額が高かった」（13.9%）となっています。

現在、厚生労働省の労働政策審議会では解雇無効時の金銭救済制度に関する議論が以前から行われていますが、少し停滞気味のようです。解雇・雇止めには金銭的な問題だけではないという一面もあり、なかなか結論は出ないようですが、今後の行方が気になるころですね。

【労働政策研究・研修機構「解雇等無効判決後における復職状況等に関する調査」】

<https://www.jil.go.jp/institute/research/2024/244.html>

## 貨物軽自動車運送事業 安全管理者の選任義務化へ

国土交通省は、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（改正物流法）」の施行を受け、貨物軽自動車運送事業に対する新規制の案をまとめました。

#### ◆規制措置

① 貨物軽自動車安全管理者の選任と講習受講の義務付け

営業所ごとに「貨物軽自動車安全管理者」の選任を義務付け。選任にあたっては貨物軽自動車安全管理者講習の受講、以降2年ごとに貨物軽自動車安全管理者定期講習の受講を求める。

② 業務記録の作成・保存の義務付け

業務記録の作成および1年間の保存を義務付ける。業務記録の主な項目としては、業務の開始、終了及び休憩の日時、業務の開始、終了及び休憩の地点、業務に従事した距離、主な経過地点など。

③ 事故記録の保存の義務付け

事故が発生した場合、その概要や原因、再発防止対策等の記録、及びこれらの記録の3年間の保存を義務付ける。

④ 国土交通大臣への事故報告の義務付け

死傷者を生じた事故等、一定規模以上の事故について、運輸支局を通じて国土交通大臣への報告を義務付ける。

⑤ 特定の運転者への指導・監督及び適性診断の義務付け

一般貨物自動車運送事業者等に義務付けている特定の運転者（運転者として新たに雇い入れた者、高齢者（65歳以上の者）、死者または負傷者が生じた事故を引き起こした者）への指導・監督及び適性診断の受診を貨物軽自動車運送事業者の特定の運転者にも義務付ける。

2025年度から①～⑤の規制が適用されるにもかかわらず、周知が進んでいるとはいえません。関係する事業者は、講習を受講する準備や記録の見直し等を進めていきましょう。

【国土交通省「貨物軽自動車運送事業に対する今後の安全対策」】

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001758389.pdf>

人事労務に関する手続き・ご相談・お問い合わせは…  
チコ労務管理事務所

連絡先：〒130-0014 東京都墨田区亀沢4-19-3  
電話：03-3625-2927 F A X：03-6751-8185